

# 手続きチェックシート

# 死亡



# 死亡届を出される方へ

## 死亡届

※死亡の事実を知った日を含めて7日以内に届出してください

- 死亡届の届出人は、
  - 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
  - 同居者
  - 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています。
- 記入された届書を窓口に提出するのは、葬祭会社などの使者でも構いませんが、届書を記入、訂正できるのは届出人のみとなります。

### 火葬許可証をお渡しします

- 火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください
- 火葬許可証は、火葬後にご遺族に返却されます
- 納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください

### 《届出に必要なもの》

- 死亡届と死亡診断書（死体検査書）
- 死亡届の右半分が死亡診断書（死体検査書）になっており、死亡を確認した病院などから発行されます。
- 火葬場使用料

※届出人又は亡くなられた方の死亡時の住所により異なります。詳しくはお問合せください。

## 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。

本人確認書類の提示をお願いいたします。

（官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証）

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証 マイナンバーカード

そのほか、・パスポート・障害者手帳  
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

・健康保険証・資格認証書  
・年金手帳・介護保険証  
・顔写真付きの社員証、学生証など

## 死亡に関連するおもな手続き

### 亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

分類	該当	亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	受付窓口	受付済
住所・戸籍		マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	返却の必要はありません。 今後各種手続きにおいて故人のマイナンバーが必要になる場合がありますので、状況に応じて保管してください。			
		印鑑登録をしていた方	自動的に登録が廃止されます。			

国民健康保険	国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合	資格確認書等の返却	資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病受療証等	5国民健康保険	
		葬祭費の支給申請	・葬祭費支給申請書 ・葬祭を行った証明書類（会葬礼状、領収書など）原本 ・葬祭を行った方の口座番号がわかるもの	5国民健康保険	

※社会保険等に加入しているかたの手続きは、勤務先や加入している健康保険組合等にご確認ください。

後期高齢者医療	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられた場合	資格確認書等の返却	資格確認書、特定疾病療養受療証等	
		高額療養費支給相続人代表者口座登録の申請（口座の登録がある場合）	・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・相続人代表者の印鑑	5後期高齢者医療
		葬祭費の支給申請	・葬祭費支給申請書 ・葬祭を行った証明書類（会葬礼状、領収書など）原本 ・葬祭を行った方の口座番号がわかるもの	

年金	国民年金に加入していた方 年金を受給していた方	死亡一時金・遺族年金・寡婦年金の請求または死亡届の提出	年金手帳または基礎年金番号通知書	5国民年金	
		未支給年金・遺族年金・寡婦年金の請求または死亡届の提出	年金証書 ※まずは「年金」窓口でご相談ください。	熊谷年金事務所 048-522-5012	
		※厚生年金を受給していた方については年金事務所での手続きが必要な場合があります		加入していた共済組合	
		※共済年金を受給していた方については共済組合での手続きが必要な場合があります		農協または農業委員会	

※厚生年金等に加入しているかたの手続きは、勤務先や年金事務所等にご確認ください。

高 齢	65歳以上の方	相続人代表者指定届	介護保険証	8高齢者福祉の相談 8介護保険の相談	
	高齢者の福祉サービスを利用中のかた 詳細は担当課までお問い合わせください。	高齢者の福祉サービスの廃止 (例) ・おむつサービス事業 ・ねたきり高齢者等移動支援 ・緊急通報システム ・高齢者配食サービス ・徘徊高齢者探索サービス ・介護保険等自己負担助成金 など	※受付窓口でご相談ください		

障 害	障害者手帳をお持ちだった方	各種障害者手帳の返還	・各種障害者手帳(身体・療育・精神) ・個人番号を確認する書類(マイナンバーカード、通知カード等)	7障害福祉の相談	
	→タクシー利用券を受けていた	タクシー利用券資格喪失届	・使用していないタクシー利用券		
	→重度心身障害者医療費受給資格を登録していた	受給資格の喪失届	・重度心身障害者医療費受給者証 ・相続人の印鑑(認印) ・相続人の金融機関口座がわかるもの(通帳など)		
	→自立支援医療(精神通院医療)の受給者証を所有していた	受給者証の返還手続き	・自立支援医療(精神通院医療)受給者証		
	→自立支援医療(更生医療・育成医療)の受給者証を所有していた	受給者証の返還手続き	・自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証		
	→障害福祉サービスを利用していた	受給者証の返還手続き	・該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証 通所受給者証 地域生活支援事業受給者証 障害児(者)生活サポート事業登録利用者票		
	→在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当を受給していた	受給資格の喪失手続き	・相続人の印鑑(認印) ・相続人の金融機関口座がわかるもの(通帳など)		
	→生活サポートを利用していた	利用中止の手続き	・生活サポート事業登録利用者票		

こ ど も	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の対象児童	※受付窓口でご相談ください	6子育て支援・保育園・学童保育室	
-------------	---------------------------	---------------	------------------	--

#### 亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税 ・ 料 金	深谷市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	相続人代表者・現所有者の届出 (相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方)	・相続人の方は、自身が相続人であるとわかる書類(例:戸籍謄本) ・亡くなられた方が市外の方の場合、亡くなられた方の戸籍謄本	4税の相談	
	→未登記家屋を所有していた	未登記家屋所有者変更の届出	・遺産分割協議書又は遺言書の写し ※受付窓口でご相談ください	4税の相談	
	→土地・家屋を相続する	※「相続」覧をご覧ください。		4税の相談	
	→農地を相続する	法務局での相続登記手続きが済んでから、右の書類を添えて農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出してください。	・登記事項証明書	農地が所在する市町村の農業委員会事務局	
	原動機付自転車(125cc以下)を所有していた 小型特殊自動車を所有していた	軽自動車税(種別割)の申告	※受付窓口でご相談ください	4税の相談	
	三輪以上の軽自動車を所有していた	※軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所でご相談ください		軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 050-3816-3112	
	二輪の軽自動車(125cc超~250cc以下)を所有していた 二輪の小型自動車(250cc超)を所有していた	※埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所でご相談ください		埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 050-5540-2027	
	税や料金などを口座振替で深谷市に納めていた	口座振替の廃止・変更	(変更の場合) ・キャッシュカード、本人確認書類	4税の相談	
	深谷市に納める税金などに未納がある場合	納税相談	※受付窓口でご相談ください	4税の相談	
	→財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください		さいたま家庭裁判所熊谷支部 048-500-3113	
	市税等に還付がある場合	相続人代表者指定届	※受付窓口でご相談ください	4税の相談	
	上下水道の使用をやめる場合	使用中止届	お電話またはホームページで手続きで きます	お客様センター (水道庁舎内) 048-577-7543	
	→上下水道の使用者名義を変更する場合	使用名義変更			
	市の水道に接続している家屋等の建物を相続した場合	給水装置所有者変更届	お客様センターへお問い合わせの上、 書面の提出が必要です		
	国民健康保険に加入していた世帯主が亡くなられた場合 75歳以上、または65歳以上で、後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなられた場合	相続人代表者指定届の届出	・相続人代表者指定届 相続人代表者の口座番号がわかるもの	5国民健康保険・後期高齢者医療	
	介護保険に加入していた世帯主が亡くなられた場合	相続人代表者指定届の届出	・相続人代表者指定届 相続人代表者の口座番号がわかるもの	8高齢者福祉の相談 8介護保険の相談	

その 他	市営住宅を故人の名義で借りていた	市営住宅退去または入居承継の手続き	※埼玉県住宅供給公社でご相談ください	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 048-577-6043	
	故人は市営住宅に同居していた	市営住宅異動の手続き			

ご家族に関する届出・申請

分類	該当	ご家族があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	受付窓口	受付済
住所・戸籍		世帯主が亡くなつて、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出		2住所異動・印鑑登録	

国民 健康 保 険	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」	5国民健康保険	
	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい資格確認書等の交付	変更前の資格確認書等	5国民健康保険	
	→限度額適用認定書、特定疾病療養受療証等をお持ちの場合	限度額適用認定書、特定疾病療養受療証等の変更	変更前の限度額適用認定書、特定疾病療養受療証等	5国民健康保険	

※社会保険等に加入しているかたの手続きは、勤務先や加入している健康保険組合等にご確認ください。

年金	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例)・遺族基礎年金 (子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金 (60歳~64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	※受付窓口でご相談ください	5国民年金	
----	----------------------	---	---------------	-------	--

こども	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	・こども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください	6子育て支援・保育園・学童保育室	
		・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当			
		・学童保育室 ・保育園			

相続	亡くなられた方が不動産（土地、建物等）を所有している場合 亡くなられた方の預貯金等について相続手続きが必要な場合	不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。	さいたま地方法務局熊谷支局 048-524-8805	
		法定相続情報証明			
		相続税の相談	右記に電話の上、ご相談ください。		熊谷税務署 048-521-2905



TEL 048-571-1211 (代表)

開庁時間 あさ8時30分~17時15分(木曜のみ19時15分まで) ※一部手続きを除く  
(土曜、日曜、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。)